EU における問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日商	(1)	高輸入関税	・タイからヨーロッパへ製品を輸入しているが、関税が6.5%かかっており価格競争力の点で障害になっている。	・関税障壁をなくせればよいと思います。	
		時計協	(2)	従価税と定額税の併用	・EUの輸入関税は従価税を基本としているが、ウオッチ完成品（HS9101&HS9102）には従価税（4.5%）と定額税（最低税額0.3ユーロと最高税額0.8ユーロ）を併用している。クロック完成品(HS9103 & HS9105)は3.7%～4.7%の従価税だけが課されている。 （継続）	・関税の撤廃または低減を要望。	・Commission Regulation (EC) No 1031/2008
		日機輸	(3)	英国のEU離脱に伴う関税負担(原産地証明)	・EU・英国貿易協力協定（TCA）において、日本、韓国、トルコ等には原産地証明の拡張累積が認められていないため、日本・韓国・トルコ等での生産部品の使用にかかるコストアップが負担となっている。 （継続、要望変更）	・EU・英EPAにおける拡張累積の合意。	
		日機輸	(4)	関税還付の遅延、一貫性のない解釈	・関税の還付について、ドイツ、英国、イタリア、スペイン、フランスの当局に関税の払い戻しを求めているが、各国による規程の解釈に一貫性が無い。また返答の遅い点も問題である。(ドイツ、イタリアについては依然、当局からの回答待ち状態のものもある) （内容、要望ともに変更）	・書類を適切に準備するために、（還付に関する）規程が明確かつ一貫のある解釈であることと、当局からの回答期日も示されることが望ましい。	・日欧EPA
		日鉄連	(5)	アンチダンピング措置	・2014年8月14日、EU委員会が、日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するAD調査を開始する旨を公告。対象HSコードは7225.11.00、7226.11.00。 2015年10月30日、EU委員会が全ての調査対象国についてクロとする最終決定。 2020年10月30日、欧州委員会が、日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するAD延長調査を開始する旨を公告。対象HSコードは7225.11.00、7226.11.00。 2022年1月17日、欧州委員会が措置継続する旨を公示。最低輸入価格制度に基づく除外措置も継続。 （継続）	・措置撤廃。	
		日商			・EUの方向性電磁鋼板（GOES）へのアンチダンピング措置は、2015年10月に5年期限で開始。2020年10月からのExpiry reviewの結果、2022年1月に5年期限（～2027年1月）で延長された。対象国は、露米中韓日となり、EU以外の主要GOES製造国を網羅。高性能GOESは変圧器省エネ化に重要な材料であり、EU域内の変圧器メーカーからEU外からの供給制限となることに反対意見あり。当社としても、高付加価値かつ環境対策となる鋼種であることから、措置継続されていることに対し懸念有り。	・当措置の再々延長阻止にむけて、関係各所のサポートを求めたい。	・方向性電磁鋼板（Grain Oriented Electrical Steel）に対するAD関連法案
		日鉄連	(6)	セーフガード措置	・2018年3月26日、欧州委員会が鋼板類、棒鋼、線材、形鋼、鋼矢板、軌条、鋼管26カテゴリーを含む鋼材全般に対するセーフガード調査開始。 2018年7月18日、暫定措置発動：欧州委員会が対象品目に対し関税割当を行い、超過したものに対して25%の追加関税を200日間賦課。	・措置撤廃。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日商 日商			2019年2月1日、最終決定：2019年2月2日より2021年6月30日まで対象品目に対し関税割当を行い、超過したものに対して25%の追加関税を賦課。 2020年12月11日、欧州委員会が英国のEU離脱に伴い、EU27の措置として原措置の内容を変更。 2021年2月26日、欧州委員会が措置延長調査の開始を公示。 2021年6月25日、欧州委員会が措置延長（3年間）の最終決定を公示。 2022年12月、欧州委員会が現行措置を2023年6月30日までに終了するか否かを判断するためのレビューを開始する旨、公示。 （変更） ・EU鉄鋼セーフガード措置は2018年7月に暫定開始、2019年2月に正式開始され、2021年7月に3年間の延長が決定している。当措置には鉄鋼26製品品目という広範な対象となっており、EU内鉄鋼ユーザー業界からも調達コストを増加させ、自社の競争力を阻害させかねないとして、セーフガード措置に対する反対意見が出ている。当社としても、提供可能な高付加価値かつ将来のCarbon Neutralに資する鉄鋼製品も含まれており、措置継続されていることに対し懸念有り。 ・2018年7月、米国の輸入制限による影響を懸念したEUが「暫定発動」（～2019年2月初）2019年1月、EUはセーフガード措置の「正式発動」（～2021年6月末）を官報で公示（現在～2024年6月末まで延長されている）されているため、一定枠を超えると追加関税を支払う必要あり。 社内に保税倉庫を確保し追加関税がかからないよう一定量の在庫を保持。	・当措置の早期終了、延長阻止にむけて、関係各所のサポートを求めたい。 ・本セーフガードの早期廃止。	・EU steel safeguard関連法案 ・EU鉄鋼セーフガード
		日機輸	(7)	長期に渡るBTI承認	・事前教示制度（BTI：Binding Tariff Informatuin）の申請から承認までの時間がかかりすぎる。 （継続）	・ドイツのオンラインポータルでの申請にスピードアップを希望したが、リードタイムはいまだ120日前後であり、受け入れられない。	
		日機輸	(8)	通関手続きの煩雑・不統一	・EU各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。 （継続）	・全ての税と規制を欧州全土で統一して欲しい。	
		時計協	(9)	原産地証明書取得手続の煩雑	・EPA申請に伴う国内での原産地証明取得手続きにおいてサフィックスを含む機種ごと、出荷単位ごとに原産地取得をしており、膨大な時間と都度費用発生という観点から極めてロスが大きい作業となっている。	・サフィックスまで含めた複雑な個別管理の緩和。 ・申請及び費用発生を、出荷単位ではなく、新製品・未登録製品追加時のみに緩和。	
		日機輸	(10)	日EU EPAの原産地申告の運用ルールの不徹底	・一部のEU国（イタリアとエストニア）でStatement on Originに記載する、Exporter Reference Numberについて、正しく法人番号を記載しているが、税関より間違いであるとの指摘をうけることがある。日EU EPAの協定文には、日本の企業は、法人番号がその番号になると明記されているが、対象をEU企業としているReference numberと混同しており、各税関においてそのルールの理解が曖昧であることがみられる。 （継続）	・協定上では、日本企業は、Statement on origin上での、Exporter Reference Numberは、法人番号であると明記されているにもかかわらず、国によって税関での理解、対応が曖昧な為運用ルールを徹底してほしい。	・日EU EPA　付属書 3-D

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9		日機輸	(11)	イギリス・欧州間のオランダでの輸出入手続義務	・イギリスにある露光装置のサービス拠点から欧州に半導体装置や付随する商品を輸出する場合、従来欧州各地域に直接輸送できていたが、BREXIT後はオランダで輸入の手続きが必要となり、特に緊急を要する場合において支障となっている。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。(2023年1月時点) (変更)	・半導体装置においては、この手続きなく配送できる従来の形態を維持していただきたい。	
		時計協 時計協	(12)	輸出入許可要件の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要がある。国によっては更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
		日機輸	(13)	品目マスタデータの材料記述の不十分	・税関タリフと輸出管理リストへの正確な分類のために詳細な品目マスタデータが必要だが、情報が欠落している場合あり。 (継続)	・(2018新規) 工場/サプライヤーは、EU内での適切な分類に必要なすべての情報を追加する必要あり。	・All EU countries by customs law and federal office for export control
		日機輸	(14)	規制等の情報確認の手段の不在	・規制の変更は、多くの場合、施行後にのみ発生。 (F-ガス規制、コーディング、HSコードの年次変更) (変更)	・全てのEU諸国について、規定、措置、税関コード及び関税変更等の全ての変更プロセスが一つのプラットフォームで行なわれ、それらの変更が直前ではなく、事前に通知されるとありがたい。	
		日農工	(15)	英のEU離脱による輸出混乱	・イギリスのEU離脱によりイギリスからEU諸国へ輸出する際に追加輸出書類の提出を要求されたり、追加関税を請求される。このようなケースがあり時間と手間が掛かっている。	・EU離脱前と同様の対応。	
		製薬協	(16)	英欧間バッチテスト相互承認協定未合意	・2021年1月1日に暫定発効した英欧FTAの協定内容には、バッチテストの相互承認が規定されていない。英国についてはEUからの輸入について今後要求しないことを決定したが、EUへの輸出については引き続き要求される状況にある。英国離脱前と比較し、新たなコストが生じたり、サプライチェーンに遅延が生じることを懸念する。 (内容、要望ともに変更)	・貿易協定外の交渉で、英欧間でバッチテストの相互承認協定が結ばれるよう期待する。特にEU側の対応が待たれる。	・英欧FTA協定書 ・英国政府の方針: The future strategy for batch testing of medicinal products in Great Britain: government response
					(参考) ・英欧FTA協定書: https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/relations-non-eu-countries/relations-united-kingdom/eu-uk-trade-and-cooperation-agreement_en ・英国政府の方針:The future strategy for batch testing of medicinal products in Great Britain: government response - GOV.UK (www.gov.uk) https://www.gov.uk/government/consultations/the-future-strategy-for-batch-testing-of-medicinal-products-in-great-britain/outcome/the-future-strategy-for-batch-testing-of-medicinal-products-in-great-britain-government-response		

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13	金融	日機輸	(1)	EMIR対応による煩雑な報告義務及び免除申請	・欧州市場インフラ規制（EMIR：European Market Infrastructure Regulation）にて定められた規則につき、金融機関だけではなく事業会社にも取引情報蓄積機関（TR：Trade Repository）への報告義務がある。金融機関との取引だけではなく、グループ内取引も対象となるため規制対応負担が重い。 また、グループ内取引の免除規則も導入されたが、免除申請が欧州連合と英国で異なり煩雑な手続きが必要。 （継続）	・規則の緩和、手続きの簡素化をして頂きたい。 ・事業会社への適用は免除頂きたい。	・欧州市場インフラ規則
14	税制	日商	(1)	各国税制の違い	・【〇】 ヨーロッパへ製品を輸入してユーザーに販売する取引をしているが、各国で税制の違いがあり処理、チェックに手間がかかっている。	・EU全体で税制を統一できればと思う。	
15	価格規制	自動部品	(1)	消費者物価指数の大幅上昇	・消費者物価指数の大幅上昇している（ガス、電気代　高騰）。弊社だけの問題ではなく、仕入れ先からの値上げ要求もあり、材料価格の上昇にも影響を与える。影響分の値上げを客先に要求し、回収を要する。 （継続）	・本件に関する早い情報をご提供頂きたい。	
		日機輸			・鋼材・電気・ガス価格の上昇により、製造コストが大幅に上昇している。また消費者物価指数の上昇を受けた賃上げ要求も強く、さらなるコスト増が懸念される。	・物価上昇抑制、政府補助の拡充。	
		自動部品	(2)	鋼材値上げ	・世界的な原材料不足により、仕入れ先がインデックス方式を破り、鋼材費が高騰。 （継続、要望変更）	・本件に関する早い情報をご提供頂きたい。	
16	雇用	日機輸	(1)	労働・滞在許可取得手続の不統一・不明確・煩雑	・EU各国内で労働・滞在許可の手続きにかなり差異があり、また煩雑。駐在員がEU内異動の場合（例：ベルギーからフランス）、新たに許可取得に時間がかかり、また許可申請中の移動に制限があるためビジネスに支障をきたす。 ⇒EPA発効後、日本人駐在員のEU域内の異動の簡素化が期待される（ただし、EU各国によって対応がバラバラというのが現状）。 （継続）	・EU間手続きの統一化。	
		日機輸			・日本からのEU域内への日本人駐在員の派遣、およびEU域内の移駐に際しては、「EU」として制度が統一されているわけではなく、VISA・労働許可の取得手続きが明確化されていない国・ケースが見受けられる。取得に要する日数が分からず長期化することもあり、業務に支障をきたす。 フランスでVISAの種類・申請プロセスが公開されるなど一定の進捗があるが、さらなる改善を望む。 （継続）	・手続き・内容・所要日数の明確化。	
		日商	(2)	雇用の困難	・現在EUの多くの国で完全な売り手市場となっており、雇用が難しい。倉庫等の一般作業員のみならず国境を越えたSales Managementを行えるクラスの人材確保も難しくなっており、リクルートAgency経由でも厳しい状況で、売上拡販の人材が揃え難い状況。また、各国政府の問題ではあるが病欠等に関する考え、体制が日本と異なるので人材難の折、特に対応に苦慮している。	・景況にも左右され簡単ではないと思うが、日系企業向けの公的な人材派遣のシステム等の構築を望みたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		自動部品			・インフレ・エネルギー価格の変動、賃金上昇圧力への柔軟な対応力の確保。サステナビリティ開示等の法制度対応に向けた人員配置、経営リソース配分。		
		日機輸	(3)	定年制の有無と新規採用の困難	・定年に関するEU諸国の見解・法の解釈の違いにより、英国では定年制が廃止されているが他のEU諸国では定年が実在する。英国では他の欧州諸国に比べ、従業員の高齢化が見られ、新規従業員採用が現実的に難しい。 また管理部門の場合は特に生産力の低下などを客観的に計測することが難しく、特に管理職候補の若手の育成が難しい。 （継続）	・比較的経験の無い従業員雇用に対するインセンティブ導入。 ・EU諸国内での規制に関する見解の統一。	・英Equality Act ・EU 2000/73 Directive
		日機輸	(4)	シェンゲン加盟国の労働日数制限	・イギリスにある露光装置のサービス拠点に所属する社員が、シェンゲン加盟国で仕事をする場合に、年間に働くことのできる日数の上限があり、また就労ビザを取得する必要性も議論されている。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。（2023年1月時点） （内容、要望ともに変更）	・半導体装置に従事する技術者においては、BREXITと同様に、規制なくシェンゲン域内で現場作業に従事できるようにしていただきたい。	
		日機輸	(5)	電子渡航認証システムの模倣サイト	・2023年11月導入予定のETIAS（エティアス）電子渡航認証システム申請について、既に公式サイトに模したサイトが検索サイトでヒットする。	・ETIAS電子渡航認証システムの正式導入時には、公式サイトと非公式サイトの区別を明確にしてほしい。 ・ESTA同様に模したサイトへ申請者が申請しないように対策していただきたい。	・ETIAS（エティアス）
17	知的財産制度運用	日農工	(1)	知的財産権侵害品の横行	・中国産の模倣品、コピー品の流入により、ブランドイメージの棄損、販売への影響あり。	・欧州における水際対策強化に向けた働きかけ。	
		日機輸	(2)	模倣品取締体制の強化不足	・模造品の撲滅に向けた取組みを行っているが、模倣品が後を絶たない。国際協力による模倣品取締体制の強化不足や模倣品業者に対する不十分な罰則・損害賠償などが要因の一つである。 また、税関などが模倣品を没収したとしても、その没収した模造品の保管、輸送並びに破棄に係る費用が権利者にとって負担となっている。 （継続）	・下記対応を実施していただきたい。 －知的財産権執行法令強化 －税関取締り強化 －模倣品輸入差止手続導入、簡素化 －正規輸入者に対する没収模倣品の関連費用負担軽減	・ACTA-国際模造品撲滅貿易協定(2010.10)
		日機輸 日機輸	(3)	私的複製補償金制度の問題	・私的複製補償金の支払義務がありながら支払をしない業者が現実に多数存在するとの話がある。かかる事実は、誠実に支払いを行う事業者が競争上不利な立場に立たされることを意味する。 （継続） ・ディレクティブ第5条2項(b)では、公正な補償（補償金）には、技術的手段の適用・不適用を勘案することが求められているが、これを国内法に明示的に反映していない加盟国がある。 （継続）	・現状の制度運用を前提とした場合、支払義務を履行していない事業者と誠実に義務を履行している事業者との公平を図る措置を講じるべきである。 ・各加盟国で、技術的手段の適用・不適用の勘案することを徹底してほしい。	・DIRECTIVE 2001/29/EC

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17		日機輸			・2010年10月に欧州裁判所の判断が出され（C-467/08）、 ①自然人が使用する場合を除いて、業務用製品に対して私的複製補償金を課すことはディレクティブに反すること ②私的複製補償金は例外として許された適法行為たる私的複製により生じた損害の補償であること ③私的複製補償金は、私的複製の受益者たるユーザーが最終的に負担すべきこと、 がいわれた。 しかし、各加盟国においては、本判決は必ずしも実現されておらず、多くの加盟国で業務用製品への課金が現在も行われている。 また、一部の加盟国では、一旦業務用製品も含むすべても私的複製可能機器にも課金をした後、事後的に業務用製品にかかる補償金を返還する制度を導入している。 しかし、本制度は一時的であっても本来支払う必要のない補償金の支払を強制されている上、返還手続にかかるコストにより、事業者には大きな負担となっている。 （継続）	・Vitorino Recommendationsに基づき、ECがガイドラインを制定するなど指導力を発揮し、各加盟国において左記判決が早期に実施されるようにしてほしい。	・DIRECTIVE 2001/29/EC ・CJEU (C-467/08)
		日機輸			・私的複製補償金制度については、私的複製に使われない場合（汎用品の存在・メディアの個人的使用、業務利用をいかに適切に除外するかなど）も対象となっていること、ライセンス対価との二重払問題、複製権を主張しない権利者の存在、分配にまつわる問題など、様々な問題点が指摘されているところである一方、デジタル世界の発達により補償金制度に頼らない創作者への対価の還元が可能となるはずである。 上記を踏まえた上で、現状の補償金制度は加盟国毎に異なっているため、 ①特に越境取引の場合はある製品に二重に補償金がかかったり、補償金が安い（あるいはない）国の事業者が有利な立場に立つなど、本制度が製品の企画販売流通の足かせになっているとともに、域内単一市場の形成を妨げる要因となっている。 ②また、煩雑な補償金制度を補償金制度が適用されている加盟国毎に調査・検討をしなければならず、事業者の実務的にも過度な負担がかかっている。 （継続）	・【制度的観点】 －私的複製補償金制度を廃止してほしい。創作者への対価の還元は私的複製補償金制度ではない別の方法によるべきである。 【実務的観点】 －現状の制度運用を前提とした場合、各加盟国の補償金対象機器・媒体及び金額または率に関する情報を、各加盟国の規定に忠実な形での英語でECウェブサイトに掲載してほしい。 －なお、かかる英語掲載を各加盟国単位で実施する場合は、信頼性の観点から各加盟国政府のウェブサイト上での掲載と、アクセス容易性の観点からECウェブサイト上で各加盟国のアクセス先の表示をして欲しい。	・DIRECTIVE 2001/29/EC
		日機輸	(4)	厳格な補正制限	・クレームを補正する場合、明細書の文言そのままの表現しか認められない。たとえ、明細書に記載があったとしても、補正後のクレームが出願時のクレームの中に存在していなければ、 ①新規事項の追加（added subject matter）、 ②中間上位概念化（intermediate generalization） として拒絶理由になりうる。たとえ、拒絶理由を解消できたとしても異議理由となって異議で取り消されうる。	・他国と同様、明細書及び図面に開示された内容からクレーム補正の判断をして頂きたい。	・EPC123条(2)

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17					上記①および②の判断が、他国（EU各国の特許庁や裁判所を含む）と比べて形式的過ぎると思われ、EPOでの有効な特許取得の障壁となっている。 （継続）		
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	RE指令の整合規格公示の遅れ	・2016年6月12日にRE指令が発効され、2017年6月12日までR&TTE指令との置換えに係る移行期間にある。その間にRE指令適合に必要な整合規格が官報に公示され自己適合宣言が可能であるが、整合規格の公示が遅れると共に、適用すべき規格が明確になっておらず、草案規格で適合する必要がある。この場合、本来NB（Notified Body）の関与が必要ないにもかかわらず、NB関与を余儀なくされ、必要以上のコスト負担が強いられる。 草案規格で適合宣言をした場合、整合規格として公示された場合、改めて差分の評価を実施し、適合宣言をし直す必要がある。 （継続）	・草案状況の規格であっても、速やかに整合規格として公示する。 ・草案状況の規格が整合規格となった場合、整合規格可以前に草案で宣言した評価を適合推定を与える。 ・合わせて、RE指令の完全実施を延期する。	・DIRECTIVE 2014/53/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the market of radio equipment and repealing Directive 1999/5/EC
		医機連	(2)	臨床評価の厳格	・医療機器のMDD（指令）維持及びMDR（規則）への移行申請にあたり、臨床評価に関する要求が厳しくなっている。弊社は日本の家庭用医療機器でCE認証を受けている。そのため、臨床研究に関する資料が要求されているレベルのものがない。文献評価ルートで臨床評価を行っているが、類似品に関する要求も厳しくなっているため文献評価ルートの維持、申請が困難となっている。 （継続）	・日本での医療機器の認証とWell established technology 機器としての実績によって臨床評価が免除されるよう交渉して頂きたい。	・MDD：Medical Device Directive 93/42/EEC ・MDR：Medical Device Regulation 2017/745 第61条、付属書14
		医機連 医機連	(3)	欧州医療機器規則(MDR)認証取得手続の未整備・遅延	・【○】 N.B.に何度も問い合わせているが、MDR認証に関する手続きの概要、および見積もりについての回答がされない。あるいは、回答が遅い。また、各審査に時間がかかりすぎて、とても経過措置期限までに間に合わない。行政当局からのガイドライン発出の遅れや、N.B.審査・指導の遅れが影響している。 （変更） ・認証機関の対応が遅いため、欧州医療機器規則(MDR)認証取得までの日程が強制日である2024年5月に間に合わない可能性が高く、製品を販売できなくなり事業に多大な影響が出る。	・MDR経過措置期間の再延長。 ・認証機関の対応改善、期限内の認証取得に向けた支援。	・MDR ・REGULATION(EU) 2017/745
		医機連	(4)	高額なMDR認証の審査費用/審査官により異なる審査基準	・【○】 MDR認証のための審査が高額であり、MDDで掛かる費用の5～6倍程度の費用となる見込み。 また、技術文書の審査が本国のエキスパートが対応するとのことだが、担当により前回OKだったものが次回NGとなるケースが出ている。 （変更）	・費用の軽減。 ・審査統一と明確化、審査結果が異なる場合の救済措置。 ※最終的には、日欧相互認証	・MDR

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		医機連	(5)	MDR移行期限延長の運用の不透明	・2022年12月にEU保健政策担当委員からMDR移行期限延長の提言がなされたが、具体的な内容については不透明のままである。 MDR審査が認可されているNB数が2022年末時点で36社にとどまっており、2024年5月26日までに大多数の医療機器がMDRへの移行が完了せず、EU域内で医療機器不足に陥るリスクがあることを考慮すると、MDRの移行期限延長の提言は歓迎すべきことであるが、現時点で移行期限が延長された場合に、①MDDを維持する場合、毎年維持審査が必要になってくるのか？②延長期間中も、Significant change（品目追加や製造所の変更など）は認められないのか？など不透明な点がいくつかあると考えられている。	・まずはMDR移行期限の延長が承認されるように働きかけて欲しい。その上でMDR移行期限延長中のMDD製品の扱いなど、その詳細の運用についてはガイドラインの発行等を通じて、明確に示して欲しい。	・Medical Devices Regulation(EU) 2017/745 (MDR)
		日機輸	(6)	欧州電池規則（ドラフト）に対する懸念	・2020年12月に欧州委員会が公開したEU電池規則案は、現行のEU電池指令に比べて、CEマーク、製品組込み電池の取り外し容易性の対象拡大、QRコード表示、電池材料のデューデリジェンス要求など、従来からの要求事項が厳格化されると共に要求事項が新規に追加された。 2022年12月に欧州委員会、欧州議会、EU理事会の三者間で暫定合意されたが、当初の欧州委員会の提案に比べて、さらに要求事項が厳格化かつ対象が拡大している。 その一方で、要求事項の詳細や具体的な適合方法、適用対象外となる条件、法文上の解釈には依然として不明点が残る。これらは今後欧州委員会に作成権限が付与されている委任法(Delegated Act)や作成が義務付けられているガイダンスによって詳述化・明確化されることになっており、施行時点では具体的な対応が取れない状況にある。 適用開始にあたり十分な検討期間、対応期間が取れず産業界の対応が困難となり、製品流通に影響を及ぼす懸念がある。	・委任法やガイダンスの作成にあたり産業界と綿密なコミュニケーションを取り、経済影響を考慮し、政策目的を達成可能かつ必要以上に貿易障壁的とならない現実的な要求事項の策定を行っていただきたい。 ・意見募集の際には産業界に十分な検討期間を与えるため、最低でも8週間の意見募集期間を与えていただきたい。産業界が余裕をもって対応できるよう、適用開始日よりもできる限り早期に作成いただき、もし作成が遅れる場合は該当する要求事項の適用開始を遅らせる措置を取っていただきたい。	・Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning batteries and waste batteries, repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020
		医機連			・2023年の中頃、現行の電池指令が電池規則に改正（施行）されるという情報を工業会から入手している。電池規則（ドラフト）によると、主要な改正点として、①電池メーカーは第三者認証機関から認証を取得してCEマークを表示する、②電池を使用するセットメーカーはラベリングの対応をする、などがある。 特に、①について、欧州当局による第三者認証機関の認定、電池メーカーによる第三者認証機関からの認証取得にはかなりの期間を要すると推測される。よって、今回の法改正の施行に伴い、十分な移行期間を設定しなければ、セットメーカーとして電池を搭載する機器の販売に多大な影響が出る。	・法改正の施行に伴い、十分な移行期間を設定する。	・Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning batteries and waste batteries、repealing Directive 2006/66/EC and amending Regulation (EU) No 2019/1020
		日機輸			・新しいバッテリー規制は、バッテリーの持続可能性パラメーター、性能、安全性、回収、リサイクル、二次寿命、およびエンドユーザーと経済運営者向けのバッテリーに関する情報に関する規則を定めている。 【電池、Cd、Hg、Pbの物質の制限（すべての電池)】 －二酸化炭素排出量の要件（容量が2kWhを超える産業用、EVおよび場合によってはLMTバッテリー） －Co、Li、Pb、およびNiのリサイクルコンテンツ要件	・バッテリーのバリューチェーン全体にわたるESGパラメーターの測定、監査、および報告に関するルールを管理するための、標準化されたグローバルな報告フレームワークを模索する。EUバッテリーパスポートは、データ主権に基づき、バッテリー情報のオープンソースで相互運	・Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council ・concerning batteries and waste batteries, repealing Directive

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19					－バッテリーの取り外しと交換が可能（ポータブルおよびLMTバッテリー） －回収率（ポータブルおよびLMTバッテリー） －回収された廃電池はリサイクルに入る（すべての電池） －国連およびOECDのガイドラインに基づく原材料、Co、天然黒鉛、LiおよびNiのサプライチェーンのデューデリジェンス（産業およびEVバッテリー） －バッテリー管理システム(BMS)には、健康状態やその他のパラメーターに関する情報が含まれ、独立したオペレーターが転用および再製造（産業用、EV、および場合によってはLMTバッテリー）に利用できるものとする。 －QRコードの使用提案を含むラベリングとマーキング（すべてのバッテリー） －CEマーキング＞技術文書&コンプライアンス評価	用可能な電子交換システムにリンクされており、業界のイニシアチブと一貫して開発されるべきである。 ・責任ある鉱物イニシアチブなどの既存の業界主導のデューデリジェンススキーム、プログラム、および基準は、企業がサプライチェーンのデューデリジェンス要件を達成できるようにするために、欧州委員会によって認識されるべきである。一貫性を確保し、業界の管理負担を軽減するために、バッテリー固有のデューデリジェンス法とEU/国レベルでの水平的な法との間の重複や矛盾を避けることが重要である。	2006/66/EC ・and amending Regulation (EU) No 2019/1020 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7588
		日機輸	(7)	欧州標準化審議からEU非加盟国の排除	・2022年11月30日付で欧州議会は欧州標準化規則改正案を採択、発効された。これによりEU/EEA非加盟の第三国（日本を含む）はEUの標準規格開発の意思決定プロセスから排除される。 これはEUの技術標準にEUの利益・利権を守る目的で独自要件を導入し、第三国に対する貿易障壁とすることが予想され、日本のモノづくりに甚大な影響を及ぼす可能性がある。	・日・EU間の標準化相互連携に基づき、標準規格開発への日本の関与を認めていただきたい。	・Amend Regulation (EU) No 1025/2012
		日機輸	(8)	RoHS指令適用除外の定期的見直しによる過重な負担	・RoHS指令の「適用除外」は定期的に見直されることになっており、一般的な電気電子機器に関しては5年毎の見直しとなっている。 しかしながら、延長申請にはサプライチェーンをまたがった産業界での意見集約なども必要で、申請に至るまでのみならず、コンサルタントからの質問への対応など、長期間にわたって多くの産業界に著しい負担となっている。 更に、ELV指令においてもほぼ同じ適用除外が別のタイミングで見直されるため、大きな負担となっている。また、適用除外の整合を図る点でも課題と認識している。 RoHSリキャスト、物質追加も予定されているが、上記、適用除外更新含め、案件が同時並行で進行しているためにどれも予定通り進んでおらず、断片的な欧州委員会の対応により産業界としても時間的拘束が大きい。 （変更）	・適用除外の見直し期間の長期間化(例えば10年)。 ・ELV指令との重複適用除外に関しては、見直しタイミングを同期させる。 ・上記を、2024年予定？（2023年度の欧州委員会作業計画にない）されている法改正時にご検討いただきたい。 ・また、RoHS指令をREACH規則に統合しようとする検討があるが、成形品と化学品は別物であるため、従来通り、分けた法律としていただきたい。 ・案件の多さのためか、欧州委員会の検討が進まず、産業界への負荷も増大している。例えば、物質追加もRoHSで検討されていた物質が検討遅れにより、後手で検討され始めたREACHに移行されたりと、産業界としては2度手間になっている。案件を精査し、検討スケジュールを明らかにしていただきたい。	・RoHS指令：2011/65/EU ELV指令：2000/53/EC

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		時計協	(9)	RoHS除外項目審査スケジュールの不明確	・【○】 RoHS除外項目（6a、6c他）の審査スケジュールについて、欧州委員会の審査手続きが遅れた状況にあり、現在もいつ確定するか不明。 そのため、最短時期を想定し除外解除への対応（材料切替え、在庫処置等）を計画せざるを得ないことで、部材廃棄等の損失が発生している。 また、欧州域で上市する製品の管理、現地代理店と連携した遵法対応も未確定では進まない状況となっている。	・審査手続き、スケジュールを明確にして、製造者の損失をMin化できるようにしてもらいたい。 ・また、現地の在庫消化にため、施行猶予期間を2年以上（現在は12～18カ月）に延長してもらいたい。	・RoHS指令：2011/65/EU
		日機輸	(10)	PFAS関連のREACH規制	・2020年以降、REACH所轄官庁は、さまざまな種類のPFAS（ペル・ポリフルオロアルキル物質）とそれらの毒性プロファイルを区別する意図はなく、非常に大きなグループのPFASについてREACH制限文書を準備している。RECHARGE調査によると、主に2つのカテゴリーで、バッテリー業界で使用されているのはフルオロポリマーのみである。 －バインダーとして電極レベルで使用：PVDF（ポリフッ化ビニリデン）PTFE（ポリテトラフルオロエチレン）リチウムベースのバッテリー、ニッケルベースのバッテリー、およびナトリウムベースのバッテリーに使用 －セル/バッテリーレベルでのその他の用途：セパレータ コーティング、添加剤、ガスケット/シール、パイプ、バルブ、シーリング（FEPやPTFEなど）。ポリマーの危険性評価からフルオロポリマーはリスクの低いポリマーである。	・PFASの制限範囲は依然として非常に大きく、フッ素ポリマーが含まれる予定です。	・ECHA Restriction proposal on PFSA https://echa.europa.eu/de/-/echa-receives-pfass-restriction-proposal-from-five-national-authorities
20	独占	日農工	(1)	競合他社による販売店の縛り	・競合他社は現地販売店に対して、他社メーカーを扱った場合に販売店マージンを削減するなど実質ペナルティとなるような契約をしており、販売店も従わざるを得ない状況。弊社製品の販売活動に影響あり。	・競争法に反した契約がなされていないかの調査実施と改善に向けた働きかけ。	・EU競争法
22	環境問題・廃棄物処理問題	医機連	(1)	各国環境法規制の実施要件の不統一	・欧州、中国、ブラジル、UAEなどの環境法規制の要求内容が各国で異なっており、法規要求の食い違いへの対応が負荷となっている。 （継続）	・各国食い違う環境法規制の要求事項を統一する国際的活動。	・環境法規制
		時計協	(2)	環境法規制の乱立	・環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。	・法規制のグローバル統一化。	・環境法規制
		日機輸	(3)	「持続可能な化学物質戦略」のハザードベースでの規制強化方向	・欧州委員会は、2020年10月14日、「欧州グリーンディール」の一環として、「毒性がない環境のための汚染ゼロの野心」を達成するための「持続可能な化学物質戦略(CSS)」を公表した。内容的にリスクベースというよりも、ハザードベースでの規制強化の方向。 電気・電子機器(EEE)業界への影響が特に大きいと思われる施策は下記の通り： －エッセンシャルユース（必要不可欠な用途）以外のPFAS制限 －PFASのグローバルな制限に向けた取り組み（ストックホルム条約、バーゼル条約等。→現ストックホルム条約の基準ではPFASを付属書A・Bに掲載するのは難しい。条約そのものの改正提案を検討する？） －CLP・REACH規則の見直し（登録情報、認可・制限プロセス、SVHC判断基準 →現基準ではSVHC指定や制限の難しいフッ素化合物も指定できるようにする？）	・施策検討に当たっては、ステークホルダーの意見も考慮（段取りを追った意見収集）。 ・エッセンシャルユースの定義検討で”最終製品がエッセンシャルユースかどうか”ということで議論が進んでいるが、RoHSの適用除外同様、”その物質が技術としてエッセンシャルかどうか”という考え方にならないと、製品が成り立たない。REACH規則など、今後に大きく影響するため、考え方の整理が重要。 ・リスクベースの規制検討。特にPFASとしてフッ素化合物をトータルで規制しよう	・持続可能な化学物質戦略（Chemicals Strategy for Sustainability；CSS） ・REACH規則での制限検討

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22					－REACHにおいて物質を“グループ”として扱うための施策（→RoHSの制限物質検討にも影響？） －制限・認可の新たな条件“mobility(移動性)”の提案（→PFASなどが制限可能になる） （継続、要望変更）	とする動きが進んでいるが、物質数が数千もあるPFASはEEEにとっては無くてはならない物質も多数存在し、このまま規制されるとEEEが製造・販売できなくなる。物質それぞれでリスクアセスメントを実施した上で、制限するに値すると判断した物質についてはCASで明確にし、移行期間や除外、産業界が管理できる閾値での制限を求める。 ・変更、規制に当たっては十分な猶予期間の設定。	
		日鉄連	(4)	炭素国境調整措置	・2021年7月14日、欧州委員会が炭素国境調整メカニズム（CBAM）の設置に関する規則案を発表。EU域内の事業者がCBAMの対象となる製品をEU域外から輸入する際に、域内で製造した場合にEU排出量取引制度（EU-ETS）に基づいて課される炭素価格に対応した価格の支払い（CBAM証明書の購入）を義務付ける。2023年から予備段階として報告制度を開始し、2026年から実際の支払いの義務化を開始予定。 2022年6月22日、欧州議会において可決。 2022年12月13日、欧州委員会、欧州議会、閣僚理事会の三者で開催される非公式協議（トリローグ）において概要以下で大筋合意。 －対象範囲：鉄鋼、アルミ、肥料、セメント、電力に加え、水素、特定条件下での間接排出、いくつかの投入原料 －移行期間（CBAM証明書の購入を伴わない報告のみ）：2023年10月1日から2025年12月31日まで －本格導入：2026年1月1日 －EU-ETSの無償枠削減スケジュール：26年:2.5%, 27年:5.0%, 28年:10.0%, 29年:22.5%, 30年:48.5%, 31年:61.0%, 32年:73.5%, 33年:86.0%, 34年:100.0% （内容、要望ともに変更）	・グローバルな視点での温暖化対策上の効果が期待できないこと、WTOルールとの整合性に疑義があり導入に反対。	
		日商			・2023年10月～2025年末にかけての試験的運用を経て、2026年より本格導入される計画の炭素国境調整措置（CBAM）は、鉄鋼を含む5品目について、実質的な“欧州規制の域外適用”措置と見做すことができる。貿易制限的措置であるうえ、EU企業への不公正な支援措置となり得えWTOルール上の整合性にも問題がある可能性がある。	・EU域外からの対象輸入品に対し、一律的に不公正な負担（競争力の阻害、輸入時業務の増加　等）を課する内容とならないような制度設計を求める一方、EU企業への不公正な支援措置（対象品輸出へのリベート還付等）とならないよう、求めたい。	・炭素国境調整措置（Carbon Border Adjustment Mechanism (“CBAM”)）の導入に係る規則案　等
		日機輸	(5)	カーボンフットプリントの未整備・不明確	・カーボンフットプリントの法規制対象範囲が広範で、多岐に渡る一方で、決定プロセスが曖昧な分野も多い。算定ルールが未確定で複雑な上、国によって有利不利が偏ってしまう。CRM（重要な原材料）は有毒化学物質とは限らないことから、その情報把握が現在のサプライチェーンの仕組みと合致しておらず、把握困難。CEマーキングのための適合性評価機関が	・総じて議論の時間が短すぎる。暫定の移行期間であるにしても、移行期間を長めに設定する発信をしてほしい。 ・また、評価は国際的に公平なものとなるように配慮をお願いしたい。	・電池規則

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22					EU域内であることが必要とされており、域外企業が評価しづらい状況となっている。 また、評価規格がEUに有利とならないよう国際規格に則ることが必要。総じて、多くの規則案の移行期間が早めに設定されているようで、産業界に混乱を招いている。 （継続）		
		日機輸	(6)	各国の独自の包装要求/EU包装材と包装廃棄物に関する規則(案)に対する懸念	・廃棄物枠組指令改定に含まれる包装部分の国内法化を機に、EU加盟国が独自の包装要求を追加する事例が多発（イタリアやフランスは各国語独自表記を要求）。一方、Green Dotマークが標準的に用いられ当社もマーキングを必須としているが、フランスとスペインが禁止提案をしており対応に懸念。 CE政策に伴うEU包装材と包装廃棄物に関する規則（案）での義務付けと達成年度に対し、実現可能性が見えない中で、制定されても困る。 また、含有物質関係の新規要求は有害物質規制適合自己宣言による「適合宣言」＋「技術文書」での証明で、規則発効1年後から適用されるとあり、対応において懸念あり。	・新しくEU包装材と包装廃棄物に関する規則が提案された。従来の指令から規則となることから、各国独自の要求を排除し、EU域内で記号を完全に統一することを強く要望。 ・一方、製造者はグローバルで包装材を共通化していることが多いことから、EU以外向けの表示については禁止対象外とすることも併せて要望。 ・従来は規制制定後にガイドラインが非常に遅れて公開されており、産業界は対応に苦慮している。実現検証（根拠）をもとに、具体的なルール・ガイドラインを産業界と共同して制定した上で、規則及び下位法を制定するように要望。	・EU包装材と包装廃棄物に関する規則(案)
		日機輸	(7)	過度な要求	・EUにおいて、包装材のリサイクル、再使用や、包装廃棄物削減を目指す規制案が提案されている。原則すべての包装材をリサイクル可能とすることの義務、プラスチック包装における一定の再生材利用義務、包装の最小化の評価の実施などの規定が含まれ、事業者の実施が困難である。	・実効性を確保するために、現実的に実装可能な要件としてほしい。 ・輸送中の衝撃から製品の品質を保持するために不可欠な包装については、リサイクル可能でなくても使用を認めてほしい。 ・再生材の商業的な利用可能性を考慮した要件としてほしい。 ・個々の包装について最小化の評価を実施し、技術文書へ記載することは過度な負担となるため要件を削除してほしい。	・Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	個人情報の国外移転規制	・事業を遂行するために、従業員、顧客等の個人情報を収集しているすべての法人は、原則その情報を国外から移転する際には当該国の法令で定められた手続きが必要となるが、国・地域により法的に要求される手続きが異なり、その対応のために事業者の多重の負担が必要となっている。 （継続）	・個人情報の越境移転対応の統一化に向けて、国際的な調和を進めて頂きたい。	・EU GDPR

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23		日機輸			・Brexitにより、2019年3月29日以降にEUから個人データを転送する場合、英国が第三国（非EEA加盟国）になる可能性あり。 EU委員会は移行期間が終わる前に、4年後に自動的に失効するという決断をし、英国が個人情報保護に関して十分なレベルにあると判断された場合のみ更新される。 （継続）	・合意なき離脱の場合、ECが英国に対し妥当性判断をする可能性はない。 2020年12月24日にEUと英国はTCAを締結。両国間の個人データ転送については6か月間の「ブリッジングメカニズム」あり。英国政府は英国の組織が個人データをEU/ EEAに転送する方法に変更はないと述べている。 長期にわたってEU/EEAと英国間での自由な個人情報の転送を許可することを推奨する。	
		自動部品	(2)	サステナビリティ報告制度の不明瞭、対応の困難	・企業サステナビリティ報告指令（CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive）・欧州サステナビリティ報告基準（ESRS：European Sustainability Reporting Standards）と立て続けにサステナビリティ報告制度が承認され、今後開示が求められるが、関連法制度の理解が難しい。 特に日本人にとっては日本語資料が少ないこと。対応できる人材の確保が困難。現地企業との争奪になる。これら問題から、強制適用に間に合わないリスクがある。	・関連法制度について、英語での理解は難しく、理解のための日本語資料を提供してもらいたい。	・EU理事会郷合意、欧州議会承認
		日機輸			・CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive)およびEUタクソノミーに関して、広範なESG情報の開示が要求されることとなるが、対応には多大な準備作業が必要。 また、2028年度以降は日本側でグローバル開示が要求されるため、この対応も大きな懸念となる。	・経過措置の拡張、延期。	
		日機輸			・製品の二酸化炭素排出量と脱炭素化の具体的な目標により、多くの自動車関連顧客とのビジネスに参入するために必須の製品環境性能データ。 スコープ1～3排出量の透明性を要求する業界顧客の数が増えている。 2025年度からのCSRDの報告義務 ＞ 会社の経営報告書へのサステナビリティデータの掲載、デューデリジェンス開示、第三者監査。	・顧客やその他の利害関係者からの増加する要求をサポートするために、ESGパラメータへのアクセスごとにグローバルデータベースを開発する。	・CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive) https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0380_EN.pdf
24	法制度の未整備、突然の変更	自動部品	(1)	各国・地域で異なる法制度	・日本独自の基準など、各国・各地域独自の基準が制定されており、会社としてはコストが重複して発生することが予想される。	・国や地域間での、法制度の調整を希望する。	・EU理事会郷合意、欧州議会承認
		日機輸	(2)	EUの法律(指令)によるEU市場の細分化の拡大	・EUの法律は、多くの場合、指令として発行される。指令は、EU加盟国によって現地の法律に置き換えられる予定であり、ヨーロッパ全体で市場の細分化が進んでいる。 非常に悪い例は、AVMS-Dである。欧州委員会は現在いくつかの法案を提出しているため、市場の細分化がさらに進むリスクがあり、EU市場向けの製品の開発と販売がますます複雑になっている。	・ヨーロッパで市場の細分化が進む傾向を止め、調和のとれたEU単一市場に向けての取り組み。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24		日機輸	(3)	デジタル市場法	・デジタル市場法（DMA：Digital Market Act）は欧州委員会による立案（ドラフト）で、大企業が力を乱用することを防止し、新規プレイヤーが市場参入出来るようにし、欧州デジタル市場でのより高度な競争を確保することを意図している。最新のドラフトではOSが申請の基準として定義されている。スマートTVやその他の消費者向け製品は機器を動かすためにOSが入っており、特にスマートTVで影響を受ける。 （継続）	・DMAはスマホ、タブレット、PCに焦点を当てているため、消費者向け製造業は現在の定義は変更されるべきであり、特にスマートTVのような消費者向け製品は巻き添え被害者に過ぎないと考えている。業界団体等を通じで現在共同ロビー活動が行われている。	・2020/0374 (COD) ・COM(2020) 842 final
26	その他	自動部品	(1)	コロナ後の市況の変化	・コロナリバウンド局面は一巡し、景気の減速、さらに企業による価格転嫁に伴い、個人消費は下押し。 労働需給ひっ迫により、賃金上昇。賃金上昇を通じた高インフレの長期化懸念。		
		自動部品	(2)	値上げ交渉の困難	・客先への値上げ交渉の困難さ。	・本件に関する早い情報をご提供頂きたい。	
		日商	(3)	ロシアへの売掛金回収の困難	・弊社製品（部品）がロシア国への輸出規制対象となり、これ自体はやむを得ないと考えられる事象だが、開戦前に輸出・販売分の回収が出来ていない状況。顧客自体は存在しているが早期の解決が見込まれないと回収不能に陥る懸念がある。	・ロシアの顧客の企業体力のあるうちに公式な送金ルートの確保を望む。	

注：【○】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。